

選考基準指数表(令和3年度)

■基礎指数

区分	保護者の状況		指数	父	母	
就労	自宅外労働	月160時間以上	20			
		月140時間以上	19			
		月128時間以上	18			
		月120時間以上	17			
		月112時間以上	16			
		月100時間以上	15			
		月96時間以上	14			
		月80時間以上	13			
	月64時間以上	12				
	自宅内労働	月160時間以上	19			
		月140時間以上	18			
		月128時間以上	17			
		月120時間以上	16			
		月112時間以上	15			
月100時間以上		14				
就学	就学	月160時間以上	18			
		月140時間以上	17			
		月128時間以上	16			
		月120時間以上	15			
		月112時間以上	14			
		月100時間以上	13			
		月96時間以上	12			
		月80時間以上	11			
		月64時間以上	10			
		基準未達の労働、就学若しくは介護・看護又は内職			9	
求職活動	採用予定、就学予定及び起業準備		8			
	求職活動中又は求職活動予定		7			
出産	妊娠・出産(転園を除く)		16			
疾病・障害	入院	入院(原則1か月以上)	20			
		疾病	常時病臥(原則1か月以上)	20		
			常時安静	15		
	障害	精神障害者保健福祉手帳1級 身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳○A又はA		20		
		精神障害者保健福祉手帳2級 身体障害者手帳3級 療育手帳B		18		
		精神障害者保健福祉手帳3級 身体障害者手帳4級以下 療育手帳C		16		
		常時付添(要介護4又は5程度)		16		
		常時付添(要介護3程度)		14		
		上記以外の介護・看護		12		
	災害	災害復旧		20		
虐待等	虐待・DV		20			
その他	状況に応じ基礎指数に換算					
保護者不存在			【注1】 20			
書類未提出				利用不可		

■付加指数

状況	内 容	指数
保護者	死別	15
	離別、未婚、失踪又は拘禁	9
	虐待又はDVからの避難	9
	調停中又は裁判中	2
	家庭保育室利用中(直接契約児童を除く)	
利用申込児童	有償認可外保育施設利用中	【注2】 2
	幼稚園利用中	【注2】
	認定こども園利用中(転園を含む)	【注3】
	児童福祉施設又は地域型保育事業所利用中(転園を含む)	
障害等	一時預かり利用中(直近1か月の利用が10日以上)	【注2】 1
	利用申込児童の状況が上記以外の場合	【注4】
	保護者が障害又は指定難病	【注5】 2
兄弟姉妹	同居者が障害	【注6】 1
	利用申込児童本人が障害	3
	同居する兄弟姉妹が別々の保育施設等を利用中であり、利用調整対象月時点において、兄弟姉妹が利用中の認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)又は認定こども園(保育所部分)を希望する場合	3
	利用調整対象月時点において、同居する兄弟姉妹が市内の認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)又は認定こども園(保育所部分)を利用中の場合(転園を除く)	0.8
	利用申込児童以外で、同居する小学生以下の監護児童がいる場合(監護児童1人につき)	0.5
勤務	同居する小学生以下の監護児童に多胎児がいる場合	0.5
	単身赴任	1
	基礎指数区分が「自宅内労働」の場合で、屋外作業を主とする場合	1
	産前産後休業中又は育児休業中	1.8
虐待	市内の認可保育所、地域型保育事業所又は認定こども園に勤務(採用予定者を含む)する保育士等であり、利用開始月から起算して24か月継続して勤務することに同意する場合(転園を除く)	8
	要保護児童等(児童相談所の報告又は通知有・転園を除く)	5
その他	要保護児童等(児童相談所以外の報告又は通知有・転園を除く)	2
	生活保護受給中	1
	自営の場合で必要書類未提出	【注7】 -4
	利用者負担(保育料)滞納	-20
	市外在住者(転入予定又は市内の保育所等に勤務(採用予定者を含む)する保育士であり、利用開始月から起算して24か月継続して勤務することに同意する場合を除く)	-15
	市内在住者で認可保育所又は地域型保育事業所を利用している児童が年齢到達により当該施設を変更(卒園)しなければならない場合	100
	その他状況に応じ付加指数に換算	

- 【注1】原則として死別、離別、未婚、失踪、拘禁、離婚調停中及びDV避難中の場合
に限り指数化する。
- 【注2】産前産後休業中又は育児休業中の場合を除く。
- 【注3】幼稚園型利用中で産前産後休業中・育児休業中の場合を除く。
- 【注4】基礎指数区分が「求職活動」、産前産後休業中又は育児休業中の場合を除く。
- 【注5】基礎指数区分が「疾病・障害」の場合を除く。
- 【注6】基礎指数区分が「介護・看護」の場合で、障害を持つ同居者が被介護・被看護
者である場合を除く。
- 【注7】直近の確定申告に係る確定申告書B第1表及び第2表の控え(やむを得ない
理由により提出できない場合は営業許可証、請負契約書、受注表、又は
事業の実施による継続的な営業収益が確認できる書類のいずれか)が未
提出の場合に付加する。

基礎指数 付加指数 合計指数

□ + □ = □

■合計指数が同指数である場合の優先順位

同指数の場合の優先順位については、次のとおりとする。

- 1 川口市在住者(転入予定者を含む)
- 2 同居者なしの母子・父子世帯、虐待・DV
- 3 基礎指数が高い世帯
- 4 同居している18歳未満の子どもの人数が多い世帯

5 基礎指数の区分

保護者全員の基礎指数区分により下記のとおり区分し、区分の番号が一番小さい保護者が属する世帯を優先する。

- ① その他・保護者不存在・虐待等
- ② 災害
- ③ 疾病・障害
- ④ 就労(自宅外労働)
- ⑤ 就労(自宅内労働)
- ⑥ 就学
- ⑦ 介護・看護
- ⑧ 出産
- ⑨ 基準未満の労働、就学若しくは介護・看護又は内職
- ⑩ 求職活動

6 父母の勤務地

父母の勤務地を「勤務地区分表」により区分し、次の順位で優先とする。

- (1) ⑤、⑤
- (2) ④、⑤
- (3) ④、④
- (4) ③、⑤
- (5) ③、④
- (6) ③、③
- (7) ②、⑤
- (8) ②、④
- (9) ②、③
- (10) ②、②
- (11) ①、⑤
- (12) ①、④
- (13) ①、③
- (14) ①、②
- (15) ①、①

勤務地区分表

区 分	備 考
① 川口市	
② 隣接市区	さいたま市(緑区、南区、岩槻区)、草加市、蕨市、戸田市、越谷市、東京都(北区、足立区、板橋区)
③ 埼玉県、東京都	①、②を除く
④ 関東地方	①～③を除く
⑤ その他	不存在の場合を含む

7 父母の市区町村民税所得割額の合計額が低い世帯

※住宅借入金等特別控除等の適用前の額により算定した合計額

※令和3年4月～令和3年8月の利用調整においては、令和2年度市区町村民税所得割額が対象

※令和3年9月～令和4年3月の利用調整においては、令和3年度市区町村民税所得割額が対象

※市区町村民税所得割額が不明な場合は、市が指定する書類の提出等を必要とする。